

2022.1.31



13 特集 I 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実 ~厚生労働省職員派遣による市町村支援~

- 🤒 特集Ⅱ 地域福祉推進委員会政策要望の報告
- 反還免除がある貸付制度のご案内
- 🔞 秋田県社会福祉功労者等表彰式が行われました
- 福祉サービス第三者評価申込みはお早めに 令和3年度 ロングライフ講座を開催しました
- 📵 皆様の善意
- 앮 シリーズ"社協のいま" 横手市社会福祉協議会



社会福祉 **秋田県社会福祉協議会**

http://www.akitakenshakyo.or.jp

令和4年 新年挨拶



社会福祉法人

事しておられる皆様に新年のお慶びを 年頭に当たり、福祉関係の業務に従 秋田県社会福祉協議会 藤 博 身

中大人

もに第六波をも窺っている状況にあり 況は、全国的には未だもって収束の気 配を見せず、オミクロン株の出現とと さて、新型コロナウイルスの感染状

申し上げます。

れたものでありますが、数度の延長を す。この資金は、緊急避難的に開始さ 影響により生活に困窮している世帯等 施しておりますが、現在までのところ を対象に生活福祉資金の特例貸付を実 三千件、八億円を超える状態にありま て、現在のところこの3月末までで このような中で、県社協では、その

> れます。 ていないものの、 況により特例貸付制度の延長も予想さ ながら、国の来年度予算には計上され 受付け終了とされております。 今後の感染拡大の状 しかし

件、 がり続けている状況にあります。 極めて多くの国民(県民)の負債が積み上 この資金は、全国ベースでは、三百万 一兆八千億円を超える状況にあり、

かになりつつあります。 実に雑な制度であることが次第に明ら 禍の長期化とともに、この貸付けが、 はありませんが、新型コロナウイルス を差し伸べる必要性は否定するもので 面前にいる困窮者に緊急に救いの手

来るのか、そのための財源をどうする なりますが、県社協は現体制で対応出 0) 収、延滞等に対する事務を行うことと ります。今後全県に存在する借入者に ついて、十数年にわたり、返還金の徴 かの問題であります。 一つには、長期債権管理の問題があ

現在、償還免除の対象者は住民税非課 次に、償還免除の問題であります。

パーセントに過ぎません。また、 至った人が短期間で償還が出来るよう 計を維持できなくなったり生活困窮に 税世帯とされており、これは全体の20 になるとは思われません。償還免除要

件の緩和や償還猶予の仕組みを検討す

べきものと考えます。

手助けが基本となると考えます。 り生計が維持できなくなった場合や生 活が困窮状態に至った場合などは、 いてであります。本来、ある事情によ 本的な問題解決の方策を考えるための 最後に、貸付制度以外の支援策につ 根

す。 の支援策が最も必要とされると考えま はこの相談の際の有力なスキルとして も一定の相関関係が感じられます。 が三十万件とされ、前述の貸付件数と る自立相談支援機関における相談件数 治体における令和3年度上半期におけ 先に、厚生労働省が発表した地方自

期待したいところであります。 祉協議会を通じ要望しており、 いずれ、これらの問題は全国社会福 朗報を

方厚生(支)局、行う県、③県の

支援体系図

派遣事業は、

①実施主体

0)

市

②具体的な派遣事業の実施を

を 町

③県の後方支援を行う地

④地方厚生(支)局

との調整、

県 •

市

町

村の支援を行

う厚生労働省の4者が連携して

護予防・日常生活支援総合事業等の充宝

厚生労働省職 呉派遣による市町村支援

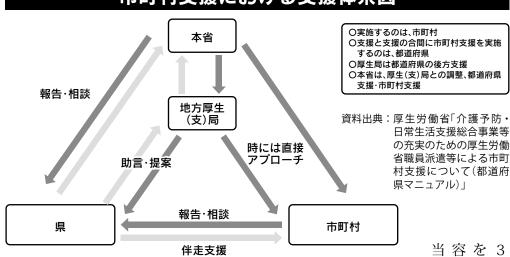
組の背景

等 日常生活支援総合事業や生活支援 ニーズに対応する仕組みとして、 こという。)を行っています。 制 護保険法に基づいた介護予防 整備事業等(以下「総合事 市町村では、 高齢者の多様な

2年度から、厚生労働省(以下) 町村も一定程度あるとして、 村支援事業(以下「派遣事業」と という。)の職員派遣による市町 業の実施に課題を抱えている市 々な取組が進められてきました が開始されました。 その一方で、 れまでも地域の実情に応じた 日ごろから各種 令和 国

事

市町村支援における支援体系 X



市町村支援については、基本的には「本省」「厚生(支)局」「都道府県」が1チームを結成 支援内容によって、役割分担やアプローチ方法を検討する

電話、 メッセージを含んだビ 手法でモニタリングを行 デオレターなど、 の先行自治体からの応援 市 実施しました。 ŧ 0) また、各回支援の合間 寄り添い型の支援 取組状況について、 メール、派遣事業 前回支援からの各

様々な

取組の 内容

当日 容の方向付けを行いました。 を使用した打合せを重ね、 3者でオンライン会議システム等 事 対して支援が行われました。 前 各市が課題に感じていることを 令和3年度は、 に国に提出 新型コロナウイルス感症 能代市 国・県・ と横 支援内 支援 手

話し合いを行い、 ンライン会議システムを テムの姿を関係者で共有 い描く地域包括ケアシス 括支援センター 来県し、 活用しながら、 症の影響もあり、 しました。 市職員、 国職員が 職員等と 市 地 部才 域包 が思



横手市 第1回支援 国・県職員による協議体ロールプレイ



横手市 第1回支援 意見交換の様子 (オンライン会議システム併用)

るとの認識があり、 横手市では生活支援体制整備事業 業を実施するきっかけとなりまし について、事業運営面で課題があ 能代市では通所型サービスC、 それが派遣事

題に感じていることが違っている 話を進めていく中で、 有できていなかったことに気づく いるものの忙しくて十分に情報共 ことに気づいたり、日ごろ感じて 包括支援センターの関係者間で課 ことができました。 派遣事業による国・県・市の対 地域

びつけ、 事業展開につなげることができま や足りない資源の掘り起こしに結 の特性を踏まえ、地域資源の活用 介入し議論することで、 このように、 さらに効果的・効率的な 第三者(国 各自治体 [・県)が

関係者による話し合いに 参加した方々の声

係機関との情報共有が不足して ることは、幸せだと思った。 効果的な手法等について、 各事業を実施する目的、 仲間と情報交換する時間があ 実施

- 域包括ケアの実践につながって いないと感じた。 いることにより、市の目指す地
- 考え、アイディアを持っているの と明確にすれば、各々で具体的な で、行政サイドの方針、考えをもっ 取組につなげられるのだろうなと 現場サイド(包括職員)が様々な
- ながら参加した。 にどう役立てていけるかを考え 包括の意向をくみ取り、 事業



能代市 第3回支援 グル クの様子

第3回支援において、参加者全員で作成した 「総合事業(介護予防事業)をデザイン」図 能代市

今後について

として、 続き市町村への支援を行います。 度は次の事業を実施しました。 事業等の充実のため、 支援は令和3年度でいったん終了 「新しい総合事業の取組支援事業 しますが、市町村が実施する総合 派遣事業における県内2市への 派遣事業の他に令和3年 県では引き

令和3年度の「新しい総合事業の 取組支援事業」の内容

- 1)包括的支援事業推進事業
- 福祉士による専門相談会の開 弁護士、司法書士及び社会
- 虐待に関する研修会の開
- 2)保険者機能強化推進事業 活動支援研修会の開催 生活支援コーディネーター
- 践研修会の開催(司会者・専門 トップセミナーの開催 自立支援型地域ケア会議実 自立支援・介護予防 普 及
- ドバイザー養成研修の開催 職・事業所 自立支援・介護予防普及ア

地域包括ケア専門職の派遣

域分析による保険者支援事業」等 援を進めてまいります により、 のほか、「介護保険事業に関する地 令和4年度以降もこれらの事業 市町村の取組に対して支

*に関する問合せ先

長寿社会課 調整・長寿社会推進班 秋田県健康福祉部 TEL (018) 860 - 1361

地域生活課題とは?

参加などの様々な課題のこと。

秋田県地域福祉推進委員会

おける地域福祉

活課題、制度・政策に関する調査研究を行 進委員会(以下「推進委員会」)は、地域生 の解決を図っています。 本会に設置している秋田県地域福祉推 行政への提言や要望活動を通じて課

答について概要を 容及び県からの回 行いました。その内 月11日に政策要望を

村に対して、昨年10秋田県及び市町 紹介します。 秋田県及び市

要望の背景

サービスの利用援助等を行う「日 で自立した生活を送れるよう福祉 者が増加傾向にある。 常生活自立支援事業」は、 判断能力に不安のある方が地域 年々利用

喫緊の課題となっている。 スもあり、 下などにより成年後見制度への 行を検討しなければならないケー 利用者の中には、 実施体制の充実強化は 判断能力の 移 低

【現場の声】

福祉サービスを必要とする住民・世帯が抱える福祉・ 介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する 課題、地域社会からの孤立や日常生活、社会活動への

し、業務を効率化することでカバーしることは容易でない。システムを導入支援対象者が増えても、職員を増員す

ている。 支援員をサポートする仕組みが不足し

・早期の補助金交付

毎年度夏以降になっている。 ら市町村社協への委託料の支払 県社協への補助金交付の遅れ

運営しているため、 助金交付をお願いしたい。 各市町村社協では通年で事業 年度当初 0)

補助対象の拡充

た日常生活自立支援事業の実施成年後見制度の利用促進に向け

市町村社会福祉協議会連絡協議会

体制の強化等について

対象に加えるなど、 るためのシステム導入経費を補 生活支援員の確保に要する経 働きかけてほしい。 村社協内での共有化、 の一層の引き上げについて国 村社協間のネットワーク化を図 市町村社協の十分な人員配置 利用者に関する情報等の市 国庫補助基準 県社協と市

県からの回答要旨

・早期の補助金交付

初に交付できるよう財政部局と協 議していく。 県社協に対する補助金が年度当

けた活動実態調査の実施や市町民生委員・児童委員の確保に向

秋田県民

生児童委員協議会

村への働きかけなどについて

▼補助対象の拡充

要望していく。 部長会議などの機会を捉えて国に 北海道・東北7県保健福祉主管

秋田県地域福祉推進委員会とは?

秋田県における地域福祉の推進と社会福祉事業の健全な発達を 図ることを設置の目的としています。委員には、市町村社会福祉 協議会や社会福祉関係各団体、各施設種別協議会の関係者、学識 経験者等が就任しています。

推進委員会は、福祉に関わる課 題やその解決策について協議し、 行政への提言や社会福祉関係者と の協力と連携を通じて課題の解決 や福祉の充実を図ります。



提言書は本会ホ

要望の背景

とが期待されており、 期に把握し、関係機関につなぐこ 年々大きくなっている。 員」)は、支援を必要とする方を早 民生委員・児童委員(以下 委 その役割は

均年齢が上昇する傾向にある。度に欠員が増加しているほか、平り、本県においても委員の改選の齢化が全国的に課題となってお

などの影響が考えられる。年退職後も仕事を続ける方の増加きい」というイメージの先行や、定きのようでは、「委員の負担が大

【現場の声】

後任が見つからない。

標準を考える必要がある。委員業務の実態を明確化したい。業務

している。

要望のポイント

◆実態調査の実施

てほしい。 態や意識を把握する調査を実施し 来的な活動の整理に向け、活動実 委員の業務負担が増す中で、本

◆市町村への働きかけの強化

や助言を行うなど、これまで以上られるよう、先進事例の情報提供で地元市町村の積極的な関与が得委員の充足に苦慮している地域

◆商工関係団体等への周知に強く働きかけてほしい。

県からの回答要旨

◆実態調査の実施

を行う。 を行う。 で実施に向けた検討

市町村への働きかけの強化

がればと考えている。担軽減や委員の担い手確保につなアップすることにより、委員の負各市町村における取組をバックー・町村と連携を密にしながら、

商工団体等への周知

の周知を図っていく。 し、民生委員制度やその活動内容 商工関係団体や関係機関等に対

秋田県保育協議会

の新設について保育・教育施設の運営支援制度

要望の背景

数が減少しており、特に過疎地域施設(以下「保育園等」)の入所児童人口減少を背景に、保育・教育

こうとつで、人牛費を呆う園いる保育園等も出てきている。では、事業の継続が困難となって

確保している保育園等もある。確保している保育園等もある。と、年度当初から人材を確保しておかなければならない。また、でも、県内の保育士不足を考慮すると、年度当初から人材を確保しると、年度当初から人材を確保しておかなければならない。また、ておかなければならない。また、ておかなければならない。また、ておかなければならない。また、日生数が0人の地区であっても、自己財源で保育園で備え、自己財源で保育園等もある。

【現場の声

たい。用を守るという視点でも捉えてもらい用を守るという視点でも捉えてもらいる。若者が地域から出ていかない、雇保育園等は地域の重要なインフラであ

たい。 る。スピード感のある対応をお願いし 次の春にも閉鎖を検討している園もあ

要望のポイント

◆市町村へ:人件費補助等の財政支援

定員数に見合った保育士を配置で補助(すべての市町村)②0歳児の周児に対する保育士確保のための気に対する保育士確保のためのが、市町村の責任で次の支援をめに、市町村の責任で次の支援を

町村) きる人件費の担保(過疎地域の

◆県へ:市町村への支援

を行ってもらいたい。
保育園等の継続的運営や保育十の確保に関する取組を進める市町の確保に関する取組を進める市町の確保に関する取組を進める市町の確保に関する取組を進める市町の確保に関する取組を進める場合に関する取組を進める。

県からの回答要旨

▼市町村への支援

国でも、地域における保育所の国でも、地域における保育所のでは、現存・教育施設に関する運営支援制度について研究しての、国や他の都道府県の動向を踏まえ、保育・教育施設に関する。検討会での議論などを注視のといる。

協議を継続していきます。 ・回答を踏まえ、国等の動向 望・回答を踏まえ、国等の動向

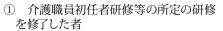


| いただけます。 | 要望・回答の全文は

市

介護分野・障害福祉分野就職支援金

貸付対象者 次の要件を全て満たす者





- 秋田県福祉保健人材・研修センターに「就職支 援金利用計画書」を提出した者
- ③ 県内の介護・障害福祉施設において介護職員と して就職した又は就職することが決まっている者

返還免除 次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

県内の介護・障害福祉施設で、2年間継続して介 護業務に従事した場合

福祉系高校修学資金



※本県は、六郷高等学校のみ対象となります。

貸付対象者 次の要件を全て満たす者

- 全国の福祉系高校に在学する者で、卒業後、県内 で介護福祉士として業務に従事する意思がある者
- 在学する福祉系高校の長の推薦を受けた者

返還免除次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士登 録を行い、県内で3年間継続して介護業務に従事し た場合

介護福祉士修学資金



貸付対象者 次の要件を全て満たす者

- ① 全国の介護福祉士養成施設に在学する者で、卒 業後、県内で介護福祉士として業務に従事する意 思がある者
- 学業成績が優秀であり、経済的理由等により、 貸付が必要と認められる者

返還免除次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録 を行い、県内で5年間(過疎地域は3年間)継続し て介護業務に従事した場合

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

貸付対象者



各自治体が実施する「高等職業訓練 促進給付金」の受給者

返還免除 次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内 に県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間継続して従事した場合

7 野の資格取得・就労に、学業に専念しやすい スできます 立 み 従 取 本会では、 得後、 のある貸付を行っています 事した場合に貸付金の返還を免除す R てください コ 1 取 、定めら F か 0) 5 とお れ に、 た業 当 V り 該資 環境づくり 務 養成 れ 金 に 5 0) 0) 施設卒業後 定期間 ~ 資 金を 1 بح ージに ぜ 福 継 続し

保育士修学資金

5 祉

ア



貸付対象者 次の要件を全て満たす者

- 全国の指定保育士養成施設に在学している者 で、卒業後、保育士登録を行い、県内の保育所・認 定こども園・預かり保育をしている幼稚園等で保育 業務に従事しようとする者
- 優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等か ら真に修学資金の貸付が必要と認められる者
- ③ 他の都道府県から本修学資金を借り受けていな い者

返還免除 次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行 い、県内の保育所等で5年間(過疎地域は3年間) 継続して保育業務に従事した場合

児童養護施設退所者等に 対する自立支援資金



貸付対象者

生活支援費: 児童養護施設等の退所者又は里親等

の委託解除者のうち、大学等に在学す る者(以下「進学者」という。)

家賃支援費: 進学者及び児童養護施設等の退所者又 は里親等の委託解除者のうち、就職し

ている者 資格取得支援費: 児童養護施設等の入所者又は里親等に

委託中の者及び進学者のうち、就職に 必要となる資格取得を希望する者

返還免除 次の要件を満たす場合に返還が免除されます。

生活支援費・家賃支援費:

5年間就業を継続した場合(進学者は、 大学等を卒業後1年以内の就職が要 件)

資格取得支援費:2年間就業を継続した場合

式

を

開

催 上

本

県 者 3

神れの等

表部た社表度

 \blacksquare 10

県社 月

会福

祉

功 令

労 和

28

日

に、

年

副知事と本会会福祉の向よ

し、自

秋に

田 寄

254名、20団体を表彰

~秋田県社会福祉功労者等表彰式~

令和3年度 秋田県社会福祉功労者等表彰式



受領

ほっと21様

永年勤続 67名(代表受領

優良社会福祉協議会

1

久米浩子様)

団体(秋田市社会福祉

よ秋田県知事表彰と秋えて実施した♪ き秋田 ナウ てい \mathcal{O} ため、 Ź -ルス感染症の表彰式は、 ただきました。 県 社 分の代表者に 昨年 会福: 〒度に引きば 米症の拡大な 祉 大会に対 表彰田 出 の県日替 続 防

秋田県知事表彰(社会福祉 功労者)120名 14団体

- 民生委員·児童委員 名(代表受領 荒 Ш 淳 子 48
- 事者 橋徹様) 社会福祉施設の長及び 61名(代表受領 髙

状をお渡ししました。

子会会長

この

新

型コ

社会福祉団体関係者 (代表受領 佐藤鏡子様) 5

社会福祉奉仕者 6名

代

· 社会福祉奉仕団体 1 表受領 髙橋幸六様) 代表受領 -クル「はまなす」様 能 K代手話 I体 14団

体

秋田県社会福祉協議会会長 表彰134名 6団体

受領 社会福祉功労 64名 会福祉奉仕者 労 3名5団 関敏弘様 体 代 代団 表 体 表

> がん保険 医療保険 保有契約件数

約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入 (詳細はホームページをご確認ください)

おんを含む 病気や ケガの 備えに NEW **EVER**

> \NEW/ 医療保険



●契約年齢● 0歳~ 満85歳まで

※ご契約内容により異なります。



アフラックの 生きるためのかん保険 **ALL-in**

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 秋田支店

0120-712-816 EXX 0 18-866-1 762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

「生きる」を創る。

〈引受保険会社〉

アフラック 秋田支社 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田3階

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2020-0349-2102009 11月10日

受審時期のイメージ 4月 12月 3月 契約

希望時期が決まったら お早めにご相談ください! 申込みはお早めに 福祉サービス第三者評価とは?

令和

年度

福

ス第三

一者評価

とが予想されます。 績から受審申込みが多くなるこ また、訪問調査の希望時期が、 和4年度は、 これまでの実

望に添えない場合もあります。 中する傾向があり、申込みの状9月から積雪前の12月の間に集 況によっては、 来年度に受審を予定している 調査時期のご希

組や成果(よいところ)が明ら「福祉サービスの質に関わる取

的な立場から評価する仕組みです。

二者評価機関が、専門的かつ客観

第三者評価の受審により…

サービスの質を、

公正・中立な第

社会福祉法人等の提供する福祉

事業所の皆様は、ぜひこの機会 にご相談ください。

かになります。

第三者評価の方法は?

きます。

質の向上に結び付けることがで

また、改善点を明らかにし、

を決定し、報告書を作成します。 のアンケートも参考にして評価 グを行うほか、利用者・家族へ をもとに、提出された資料の 事業所内部で行った自己評 事業所訪問によるヒアリン 確 価

パンフレットや見積は無料でお送りします!

問合せ先

総務企画部 企画情報担当 TEL (018) 864 - 2740 FAX (018) 864-2702

開催しました ロングライフ講座

ています。 ライフ講座」に変更して実施し 学園」を、今年度から「ロング 所で開催していた「秋田LL大 本会では、 昨年まで県内3カ

ます。 ポーツの体験を組み合わせてい 役立つ知識の習得とニュース 的としており、高齢期の生活に や高齢者の交流の場の提供を目 この講座は、健康寿命の延伸

回開催し、 北秋田市・大仙市でそれぞれる 手市・由利本荘市でそれぞれ2 前期は6~7月に大館市・横 後期は11~1月に秋田市・ 157名が参加しま

ニュースポーツ体験 スカットボール

(由利本荘会場)

スポーツの体験の時間としてい ツウエルネス吹矢などのニュー ングやスカットボール、スポー に関する講義、午後はカローリ イフなど生きがいや健康づくり ア活動や笑いヨガ、 各回とも、午前はボランティ 活き活きラ

講義受講風景(北秋田会場)

程等の詳しいことは本会ホー も実施する予定です。 ロングライフ講座は、 会場や日 来年 度

ページ等でお知らせします。

「ロングライフ講座

問合せ先

生きがい・健康づくり担当 FAX (018) TEL (018) 824 - 2888 864 - 2742

9

【令和3年10月1日から

12月23日まで

樣

0

意

◎ご寄附 ●匿名

圏匿名 ●瀬田川

様

1 0 0,

榮一

500 様

0

0

・マリ・マリ

様 1 1,

様

15



秋田県ヤクルト連合会

様

秋田県写真協会

様

《写真77枚

秋田県ヤクルト連合会 様

9

●秋田県火災共済協同組合 寄附金贈呈式 1 3 7,

瀬田川 榮一



様

◎物品預託等◎

県協会 様 一般社団法人生命保険協会秋田

《高齢者支援募金(各7万5千円)

株式会社秋田放送 高齢者支援を実施する2団体 様

視覚障害者関係福祉施設・学校秋田県視覚障害者福祉協会及び

ギャラリー

様

1 5,

3ヶ所へ

《点字カレンダー 250部

大仙市南外地区民生児童委員協議会

3,0,

様 株式会社秋田放送

県内の福祉施設6ヶ所 秋田県写真協会 様

からの社会福祉へのご寄附をお待ち県民の皆様、各企業・各種団体様

善意の募集につい

しております。

問合せ先

総務企画部 TEL (018)

864 - 2711



秋田県労働福祉協議会

匿名 様

《指定寄附15, 0 000円

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎感恩講児童保育院の文房具購入費用へ ●川口温泉奥羽山荘

技術と信頼で明日を拓く



●秋田県労働福祉協議会

100

0

円

●秋田市八橋地区民生児童委員協議会

円様円

10,

000

様

1 0 7,

9 5 0

憲 脇 屋 代表取締役

秋田市添川字境内川原228-27 TEL.018(833)9270 • FAX.018(834)6304 令和3年度

保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

賠償事故に対応

園児の傷害事故に対応

呆険金額	基本セットプラン	天災セットプラン
身体賠償(1名・1事故)	1億円・7億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	1,000万円	1,000万円
受託・管理財物賠償 (期間中) うち現金支払限度額 (期間中)	200万円 20万円	200万円 20万円
人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度	
死亡保険金	121.2万円	108万円

●簡単、便利な インターネットで手続きを ふくしの保険 検索

https://www.fukushihoken.co.jp

基本セット補償保険料計算例		
100名で加入の場合		
賠償	29,300円	
傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円	
合計	116,300円	



後遺障害保険金

手術保険金

天災補償

入院保険金(1日あたり)

通院保険金(1日あたり)

プラン1 保育所業務の補償

- 基本補償
- 2 個人情報漏えい対応補償
- 3 保育所の什器・備品損害補償

プラン 2 保育所利用者の補償

程度に応じて死亡保険金額の4%~100%

入院中の手術:入院保険金日額の10倍

外来の手術:入院保険金日額の5倍

1,500円

1,000円

あり

1,700円

1,100円

なし

- 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- 3 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン 3 保育所職員・ 労働トラブルの補償

- 保育所職員の労災上乗せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- 3 保育所職員の感染症罹患事故補償
- 母 雇用慣行賠償補償

プラン 4 ・ 社会福祉法人役員の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

- ●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、 普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。
 - このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

國体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

TEL: 03(3349)5137

受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

〈SJ20-12301 2020.12.28 作成〉

社協

市社会福祉協議会

お届けしますー 秋田県内各地の社会福祉 協議会から、最新の情報を

やサロンなどを通じた社会参加の支 手市社協」という。)では、 横手市社会福祉協議会 (以下 スポーツ 横

スポーツ交流による参加支援

気愛相(わきあいあい)スポーツ交 社会参加機会の創出等を目的に「輪 市の委託事業として障がい者の 横手市社協時代の平成8年度よ を開催しています。

持った交流の場として長く親しまれ お互いに助けあい、 も障がいや年齢、 るほか、他の参加者やボランティア てきました。 行委員として企画立案や運営に携わ この交流会は、障がい者自らが実 所属等を問わず、 みんなが役割を

に福祉の仕事を目指す学生もいるな なっており、中には参加をきっかけ た学びや気づき、また実践の場とも も多く、学校の福祉教育とは一味違っ 交流会には中学生や高校生の参加 支援の担い手育成にもつながっ

ています。

かけていました。 も同様の状況にあり、 令和2年度は参加予定者の不安の声 140名を超える一大イベントと などから中止となりました。今年度 なっていましたが、コロナ禍により スタッフも含めると参加 中止が決まり 者 が

中で、交流や社会参加の機会が減っ を模索しました。 ないかと考え直し、 ている今こそ、 しかし、 市担当者と再度検討する 最も必要な取組では 参加できる方法

別支援学校を対象とし、これまでの いただく形式としました。 子を撮影した動画を社協へ提出して を会場として競技に参加し、その様 者は普段利用している事業所や学校 ような参集型の開催ではなく、 その結果、 障がい福祉事業所と特 参加

果発表も検討しています。 い、オンラインによる表彰式での結 この動画により順位等の審査を行

技の様子を動画共有サイトへアップ また、許可を得られた場合は、 競

て年1回開催していた介護者交流の フェ」は、元々は市の委託事業とし

をコンセプトとした「ふらっとカ

気軽に"ふらっと" 寄れる居場所

各種居場所も開設しています。

横手市社協では市民が立ち寄れる

居場所を通じた参加支援

ていきたいと考えています。 参加対象や交流手段、 Dに編集して配付する予定です。 しい開催様式」の一つとして継続し 見直しを行い、コロナ禍における「新 おり、今回の成果や課題を踏まえて ロードして限定公開するほか、 競技期間は2月上旬までとなって 開催時期等の D V

提供、アロマオイルを使ったハンド

で、傾聴活動や生活に役立つ情報の

社協登録ボランティアと協

マッサージなどを行っています。



輪気愛相 (わきあいあい) スポーツ交流会

組も行っています。

童・生徒を対象とした学習支援の取 の方とともに困窮世帯や不登校の児 けた支援を行っているほか、

元教員

しながら、

社会参加や就労機会に向

NPO団体やフードバンクとも協力

居場所を今年度から開設しており、

また、ひきこもりがちな方などの

協働による地域づくりの推進 多様な機関・団体との連携

ど、多様な方々の協力により行って の必要性を感じています。 いるものであり、 いずれの取組も市内の福祉施設や ボランティア・NPO団体な 改めて連携・ 協

場所と役割がある地域づくりを進 ていきたいと思います をつなぎ、 住民や関係機関・団体、 十分に活かしながら、全ての人に居 「連携・協働の場」としての機能 横手市社協としては、 生活課題の解決に向けた 各世代の間 今後も地域 場でしたが、委託事業の終了に伴い

参加対象の枠を取り払って通年開